

厚生保健委員会

支援対象児童等見守り強化事業に係る予算流用について

こども家庭部子育て支援課

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっていることから、支援対象児童等の状況を訪問等により定期的に確認し、虐待の予防を図るため、予算流用により早急に事業を実施する。

2 背景

- ・令和2年4月27日厚生労働省通知「子どもの見守り強化アクションプラン」では、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童の定期的な見守りが求められている。
- ・令和2年6月12日に支援対象児童等見守り強化事業が国の二次補正で決定した。

3 事業内容

子ども食堂や宅食等の支援を行う民間団体等が、支援対象児童等の居宅へ訪問するなど子どもの様子や家庭状況等の把握を行うもの

- ・補助額：8,313千円×1団体
- ・対象児童：要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊婦、子育てに不安感を持つ家庭等
- ・対象経費：食事代、ガソリン代、人件費ほか

4 事業費 8,313千円（財源：国 10/10 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金）

	事業	節	細節	金額（千円）
流用元	母子家庭等医療費 助成事業	20 扶助費	01 扶助費	△ 8,313
流用先	児童家庭相談事業	19 負担金補助 及び交付金	09 補助金	8,313

5 スケジュール

- 令和2年9月上旬：事業者募集開始
 9月中旬：応募締切
 9月下旬：事業者決定
 10月中旬：事業開始（年度末まで実施）

6 その他

9月補正予算の議決後に、流用戻しを行う。